

天海訴訟を支援する会

ニュース 2021/10/27 No. 34

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

高裁で逆転勝利をめざす！



控訴審始まりました 次回は2022. 2/15

10月13日に東京高等裁判所で、天海訴訟の控訴審第1回口頭弁論が行われました。

雨の中でしたが、8社の参加で記者会見、「東京高裁での正当な判決を求める」署名6,523筆を東京高裁へ提出、裁判所前の訴え、口頭弁論傍聴、報告集会が行われました。

ご参加の皆様、お忙しい中ありがとうございました。

口頭弁論では裁判長から被告千葉市に対し「千葉地裁で証拠として提出した介護保険に係る生活保護の境界層措置について、詳しく説明するように」と注文が付きました。

報告集会は参議院議員会館で行われ、会場に50名が、ライブ中継には100名の方が参加しました。

報告集会では弁護団からの報告、各支援

団体の代表の方からの応援、ライブ中継参加者の方からの発言などが1時間40分にわたり行われ、原告の天海さんが決意表明を行い散会しました。

力強いメッセージ、貴重なご意見など大変ありがとうございました。(報告集会での発言は別頁参照ください)

東京高裁の戦いは順調に滑り出しました。次回は来年2月15日(火)14:30からです。

今後原告側からの要請で、千葉県自治体問題研究所理事長 八田英之さん

九州大学名誉教授 河野正輝さん

自立支援法違憲訴訟団 藤岡毅弁護士

から意見書が出される予定です。引き続きご支援をお願いいたします。

目次

- P2……広く知らせること重要 八田
……私も頑張ります 原告 天海
……弁護団増員されました
- P3～……報告集会・支援団体発言
- P5…… 署名継続のお願い
- P6…… 報告集会・弁護団発言



東京高裁前で訴え

広く国民に知らせることが重要 ご支援を

報告集会挨拶

天海訴訟を支援する会 代表 八田 英之

いよいよ東京高裁の控訴審が始まりました。障害者が65歳になると介護に移動しなければならない。こうした障害者のケースに関して、いちじるしく自己負担の多い仕組みに変えられる。これはおかしい。誰が自然に考えてもおかしいことです。

それについて千葉地裁は、それは国が決めたことであるからと、そのような差別についてのなんら合理的な説明をすることなく、天海さんの訴えを退けてしまいました。

今全国で、「65歳の壁」について、多くの自治体の職員の方もその矛盾を何とかしようと頑張っているのですが、千葉地裁の判決は、こうした努力を否定し、障害者

が介護保険に移りたくないということで、介護保険の認定申請をしなければ、それだけで障害者の給付を打ち切ってもよいのだ、という判決を下しております。到底認められるものではありません。

東京高裁の裁判で、ひろくこれまでの何倍を超えるご支援をお願いして、ぜひとも控訴審での勝利を実現したいと思っております。長い間続いた現政権の下で、このような不当な差別がまかり通っている。天海裁判のような具体的な問題を広く訴えて、広く国民に知らせていくことが大切だと思っています。皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

控訴審で勝利したい 私も頑張る

原告 天海 正克

皆さん、本日はありがとうございます。千葉地裁で勝利したいと思っていましたが、残念な結果となりました。これからが本当の闘いになります。あらためて控訴審で勝利したいと思っています。

今日午前中、皆さんから寄せて頂きました6523筆の署名を東京高等裁判所に届けてまいりました。全国からこんなに多くの署名を頂きありがとうございます。北は北海道から南は沖縄まで、多くの皆さんが寄せて頂きました。特に視覚障害者の人たちが、点字の署名を沢山寄せて頂きました。

私も皆さんとともに頑張ります。今日はお礼の中ありがとうございます。

弁護士団新たに増員

控訴審から弁護士団に加わっていただきました。よろしくお願いいたします。

- ◎ 坂本 千花 弁護士 (東京弁護士会)
- ◎ 幡野 博基 弁護士 (東京)
- ◎ 徳田 暁 弁護士 (神奈川)
- ◎ 岡本 浩明 弁護士 (岐阜)
- ◎ 高森 裕司 弁護士 (愛知)
- ◎ 田中 伸明 弁護士 (愛知)
- ◎ 馬場 啓丞 弁護士 (三重)
- ◎ 竹下 義樹 弁護士 (京都)
- ◎ 民谷 渉 弁護士 (京都)
- ◎ 池田 直樹 弁護士 (大阪)
- ◎ 辻川 圭乃 弁護士 (大阪)
- ◎ 光成 卓明 弁護士 (岡山)
- ◎ 呉 裕麻 弁護士 (岡山)
- ◎ 石口 俊一 弁護士 (広島)
- ◎ 中村 博則 弁護士 (福岡)
- ◎ 星野 圭 弁護士 (福岡)
- ◎ 國府 朋江 弁護士 (福岡)
- ◎ 土居 太郎 弁護士 (千葉)

報告集会での応援メッセージ

参議院会館で行われた報告集会では、支援に駆けつけていただいた各団体の代表の方から応援のメッセージをいただきました。また全国各地から ZOOM での発言もありました。一部ですが発言の概要をご紹介します。

発言の概要は障全協発行「障タイムス」No.253 から引用させていただきました。

千葉地裁の判決に怒り

浅田訴訟 原告 浅田 達夫さん

岡山の浅田です。浅田訴訟の節は、皆さんからのご支援をして頂きまして感謝しています。

原告の天海さんをはじめ、みなさまもコロナウィルスでいつもと違う生活を送っておられると思います。

千葉地裁の判決文を読んで、私の判決とは真反対のことに驚き、怒りをおぼえています。同じような裁判なのにどうして違うのかわかりません。

高等裁判所では、ぜひ逆転勝利を勝ち取っていただきたい。天海さんと私の二人が裁判に勝利することによって、行政当局からも個人的な裁判だと言われなくなりますし、他の障害者の方の生活も新たな展開を見ることができると願っています。

この裁判は、第一歩を踏み出したばかりです。最後まで天海さんの出せる力を精一杯出してほしいと思っています。

今はコロナの影響で、皆さんと集まることがなかなかできませんが、傍聴席に行けなくてもきっと全国の仲間たちも天海さんと同じ気持ちでいると思います。

ぜひ天海さんが裁判に勝利ができるように、岡山からも仲間たちと共に強く願っています。

正義の要求に確信を

障全協 副会長・

障都連 会長 市橋 博さん

裁判に勝つか負けるかは重要ですが、必要なのはこの問題の正義の要求はわたしたちにあるということに確信を持つこと。そして、確信を持って 天海さんを中心に国民に大きな議論を広げていくことが必要だと思います。そして今日はスタートです。理は私たちにあります。一緒に頑張ってください。



65歳で さらに自助の強要か 日本障害者協議会

常務理事 増田 一世さん

65歳になるとそれまでの障害が消失し、健康な高齢者への仲間入りとでもいうのでしょうか。納得できないことばかりです。私たちの大事な権利行使の手段である裁判に関わる裁判官が社会の中の多様なニーズを理解し、法制度の矛盾に気づくことを強く求めます。介護保険優先の考え方は、国による自助・共助の強要です。しかし、障害のある人やその家族はそれまでの暮らしや人生の中でどれだけ自助・共助を重ねてきたことでしょうか。65歳を超えたらさらに自助・共助を強制されるのでしょうか。財源不足なのだから仕方ないという考え方なのでしょうか。人のいのちに関わることを、財源不足を理由に進めることは、憲法にも大きく反しています。天海さんの覚悟を自分たちのこととして、力の限りの応援をしていきたいと思います。

社会参加なしに 人生送れない

全障研 副会長 中村 尚子さん

千葉地裁判決によって、65歳からは公費負担の障害福祉ではなく、自己負担の保険制度で対応すべきという国の意図が明らか

かになりました。しかし、長年の友人として、社会参加なしには天海さんらしい人生は送れないと思います。変わるべきは、介護保険制度ではないでしょうか。障害者が同年齢の市民と同等の権利を実現するためにやはり広く手をつないで、ともに戦う必要があります。健康に気をつけて一緒に戦っていきましょう。

東京高裁の高い壁を 突破しよう

きょうされん

常務理事 小野 浩さん

当会の調査で、介護保険優先によって障害福祉の利用ができなくなった。本人も理解できないまま、知らない間に介護保険に移ってしまった。気づいたら障害福祉が利用できなくなっていた。そんな事例が全国各地でたくさん起きていることが明らかになっています。もし、天海訴訟が東京高裁で敗訴となれば、介護保険への移行拒否をした場合、障害福祉の給付を打ち切るということが東京ルールになってしまいかねません。しかし、逆転勝訴となれば、全国に8つある高裁のうち2つで勝つことになるため、全国的な影響が大きいと思います。東京高裁の高い壁を突破するため、ともに頑張りましょう。



参議院会館で報告集会



福祉の削減を 食い止めたい

全国肢障協 会長 渡辺 覚さん

千葉地裁の判決は、法の下での平等が全く感じられず、障害者の差別に当たるような内容で本当に驚きを隠せません。公平性とは誰との公平を言うのだと…。

愛知のある自治体では、サービスの支給量の削減という動きが出てきており、今後全国的な課題になりかねません。天海訴訟はこうした逆行をくい止めるために大きな意味のあるものだと痛感しています。

これまで以上に天海さんを支援していきたいと思います。

天海訴訟と 連携して運動広める

中央社保協 事務局長
山口 一秀さん

中央社保協は、しっかりと天海訴訟と連携して運動を広めてきたいと改めて決意を表明させていただきます。市民のいのちと暮らしを脅かして生存権を否定することは絶対にあってはならない、と私たちは思っています。

そして、千葉地裁がいわゆる「自助・共助・公助」という国の方針を擁護し、法的根拠等々をねじ曲げて判決不当判決を下したことに、怒りを持って抗議したいと思います。憲法と法律に基づく判決を求めて、ともに戦っていきましょう。

「自助」を社会保障の 前提にさせない

全日本民医連

事務局次長 山本 淑子さん

逆転勝訴を勝ち取りたい。全日本民医連と一緒に日本人の課題として取り組んでいきたいと決意を固め、今日お伺いしました。

障害者がどのように暮らすのかの決定するのはご自身です。そして、社会参加を望む障害者の方が、それにふさわしいサービスを受けることは憲法に保障された権利だと思います。その人らしく生きていきたいという願いを無視して、市町村が65歳で線引きし、介護保険に移行しないという理由で、障害福祉サービスを打ち切るとするのは、行政の裁量権なのでしょうか？

こんな人権侵害を許してよいのかと思います。この戦いは「自助・共助」を社会保障の前提とし、自己責任を押し付ける流れを転換させる力に繋がると確信しています。一緒に頑張りましょう。



2021.10.4

天海さん民医連本部を訪れ支援を要請

要請署名引き続きお願いします

全国からお寄せいただいた「東京高裁での憲法と法律に基づく公正な判決を求める」署名は10月13日口頭弁論の際に東京高等裁判所へ提出いたしました。さらに多くの声を裁判所へ届けるため署名を継続します。署名用紙を同封しましたので、周囲の方々へも声をかけ広げてください。

天海訴訟は 住民の暮らしを守る闘い

自治労連 中央執行委員長
桜井 眞吾さん

判決は、障がい者を年齢によって、あるいは在宅か否かによって差別し、結果的により多くの経済的負担を強いるものです。

また社会保障をはじめとしたさまざまな制度が「自助、共助」と称した「自己責任」を振りかざし、住民のいのちや暮らしを守らないものになっています。今回の東京高裁での控訴審は、障がい者の生活と権利、尊厳を守るたかひであると同時に、住民のいのちと暮らしを守る政治への転換をめざすうえでも重要だと考えます。わたしたち自治労連も引き続き支援してまいります

福祉「65歳の壁」司法判断は



控訴審の第1回口頭弁論終了後、報告集会で思いを語る天海正克さん(左)＝13日、東京都

障害者給付巡る訴訟 控訴審

原告「同じサービス受ける権利ある」
障害者が65歳を迎えた時、従来の福祉サービスを受けられなくなる問題がある。障害者総合支援法に基づき自立支援給付を打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたとして、千葉市の天海正克さん(67)が市の決定の取り消しなどを求めた訴訟の控訴審が13日、東京高裁で始まった。「65歳の壁」と呼ばれている社会問題もあり、司法判断の行方に関係者の注目が集まっている。

訴訟などによると、天海さんは同年9月に介護保険を申請したが、10月に自立支援給付が打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたとして、千葉市の天海正克さん(67)が市の決定の取り消しなどを求めた訴訟の控訴審が13日、東京高裁で始まった。「65歳の壁」と呼ばれている社会問題もあり、司法判断の行方に関係者の注目が集まっている。

天海さんは同年9月に介護保険を申請したが、10月に自立支援給付が打ち切られ、介護保険の利用で自己負担が生じたとして、千葉市の天海正克さん(67)が市の決定の取り消しなどを求めた訴訟の控訴審が13日、東京高裁で始まった。「65歳の壁」と呼ばれている社会問題もあり、司法判断の行方に関係者の注目が集まっている。

06年に施行された障害者自立支援法は、福祉サービス利用料の原則1割負担を課した。これに対し、当事者らが「生活権の侵害にあたる」などとして各地で連帯訴訟を展開。その後、自立支援法は障害者総合支援法に改正された。所得に応じて自己負担額が決まる仕組みになり、住民税非課税世帯はサービスが無償で受けられるようになった。

一方、利用料に応じて自己負担額が決まる介護保険を優先する原則は維持されたため、「65歳の壁」が問題となるケースが増えた。天海さんの訴訟と同様の裁判で、岡山県は18年、岡山市に支給打ち切り決定の取り消しと慰

自己負担問題 背景に貧困

謝料などの支払いを命じ、その後上級審を経て判決が確定した。

背景にあるのは、障害者の貧困問題だ。支援団体が15、16年に行った調査では、障害者の約98%が年収200万円以下だった。天海さんも障害年金を含む月収は約10万円ほど。「少しでも負担が増えるとなら生活が苦しくなる。福祉を売りにしないでほしい」。

障害者福祉に詳しい浦和の大野東田博賢員教授は、「日本では現状、障害があるだけで貧困に陥り、一般の人と同じ水準の生活を送ることが難しい。「65歳の壁」を保障することは、障害者の自立生活を保障する第一歩になる」と話す。(兼子 和広、辻原 幸)

総合支援法は7条で、自立支援給付よりも介護保険サービスの優先的な適用を規定している。また、原告側は、規定は二重給付が問題となるケースに適用されるもので、天海さんは当初、介護保険を申請して初めて、介護保険が適用される厚生労働省が出した07年体への通知でも、一律に介護保険サービスを優先せず、柔軟な対応を求めていることから、支給打ち切りは不適切だと訴えた。

一方、一審の千葉地裁は法解釈には踏み込まず、「自立支援給付と介護保険とを任意に選択することを許す」ことになり、「他の者との公平にも反し、相当でない」として請求を棄却し却下した。

天海さんの代理人を務める外山裕子弁護士は、「制度を選択できるかどうかは法文化されていない」と指摘。介護保険では利用できるサービスも限られることから、「65歳になっても生活実態は変わらない。同じ条件で同じサービスを受け続ける権利はあるはずだ」としている。

2021. 10. 15 朝日新聞千葉版

報告集会での弁護団発言要旨

「自助・公助論」と徹底的に争う

この裁判で訴えたいと思っていることは、障害を負わない人は障害を負わないまま65歳になります。前と変わらない生活をする事ができます。

それと全く同じように、障害を負うがゆえに利用者自己負担のない障害福祉サービスを利用していた天海さんは、まったく同じ状態のまま65歳を迎えられるべきです。それこそがまさに公平です。障害を負うものと負わないものとの公平性はまずそこにある。道理として強く主張したい。

法的には法7条は二重給付を避けるための調整規定です。であるならば天海さんに障害福祉サービスの決定をしても二重給付は発生しない。

東京高裁が現時点でどのような心証を持っているかはわからないが、やれることはすべてやりたい。

第1審判決で「天海さんが介護保険適用を拒んだことの正当性は認められない」とまで言われた。これは「自助・公助」の理念に基づくというのだが、そもそもこれが法適用の際に使われるべきものなのか。単なる理念上のものでしかない。社会福祉制度の適用現場で使うべきものではない、という根本的な問題を控訴理由書にも挙げてある。そこを徹底的に争っていき